

文教厚生常任委員会報告書

令和 8 年 2 月 26 日

委員長 古賀 誠視

文教厚生常任委員会に議会閉会中の調査事項として付託を受けた事項について、調査の概要を報告する。調査に際し、1月20日、27日に関係部課長等に出席を求め、委員会を開催した。

保健福祉部

【隣保館】

委員から、スタンドアローン（一人で立つ）支援事業の軽食提供について、食材不足の声もある中で現在も安定して実施できているかとの質疑に対し、執行部からは、事業は火曜・木曜に実施し軽食提供を継続しており、フードバンクからの食品確保に加え、市内飲食店の協力によりおにぎりの提供も行っているとのことで、提供量は日による差はあるものの、全体としては安定した提供ができており、関係団体の協力を得ながら事業を実施しているとの答弁があった。

【子ども家庭センター】

委員からの、子ども食堂の利用状況や運営上の課題、関係団体との連携状況に関する質疑に対し、執行部からは、令和6年度に補助金交付した2団体の年間参加者数が合わせて5,000人以上であったと報告を受けており、令和7年度に新たに活動を開始した団体からの相談も寄せられているとのことで、団体と市による情報交換の場を設けているとの答弁があった。

また、委員から、少子化の背景には2人以上の子どもを持つ世帯の減少があるのではないかと指摘したうえで、古賀市においても世帯ごとの子どもの人数の実態把握ができないかとの質疑に対し、執行部からは、現時点では当該統計は把握していないものの、物価高対応子育て応援手当の申請内容を分析することで、世帯ごとの18歳未満の子どもの人数を一定程度把握できる見込みであるとの答弁があった。これを受け委員からは、世帯ごとの子どもの人数の実態を把握したうえで、2人以上の子どもを持つ世帯への支援の充実が少子化対策の鍵になることから、第2子以降の保育料無償化の検討を求める意見があった。

【健康介護課】

委員からの、アクションプランに関し、高血圧Ⅱ度以上の割合の直近値や減塩・運動習慣指標の妥当性、家族性疾患の早期発見の取扱い、血圧測定の実態把握、一人当たり医療費指標の有効性等に関する質疑に対し、執行部からは、高血圧Ⅱ度以上の割合は令和6年度6.3%で上昇傾向にあること、生活習慣の改善は家族性疾患の有無にかかわらず重要であり、健診や保健指導、広報等により周知していること、家族性疾患の指標化は把握が困難であること、医療費(国保)の全国平均に対する指標は令和5年度1.08、令和6年度は集計中であるとの答弁があった。これを受け委員からは、施策効果の検証や血圧に着目した取組の強化、医療費指標の見直しに加え、個別計画との関係を踏まえアクションプランの意義を検証すべきとの意見があった。

また、委員からの、物価高騰対策等生活支援事業で高齢者に配布するギフトカードの内容や周知方法に関する質疑に対し、執行部からは、配布するカードはバニラVISAギフトカードを検討しており、利用方法が分かりやすいようイラスト付きの説明チラシを同封するとともに、問い合わせ窓口を設けて周知を図るとの答弁があった。

【福祉課】

執行部から、令和 8 年 4 月開設予定の基幹相談支援センター（仮称）について、市内相談支援事業所と協議を継続しており、設置場所については、障がい者地域生活支援センターの活用も含め検討中との報告があった。

委員からの、ひきこもりや精神障がいなど複合的課題を抱える世帯への相談対応の実態や体制、基幹相談支援センター設置後の役割分担に関する質疑に対し、執行部からは、自立相談支援員等 7 名体制で継続支援を中心に対応しており、センター設置後も各相談窓口が連携して支援を行うとの答弁があった。これを受け委員からは、アウトリーチを含め支援が必要な人に届く体制の強化や、複合的課題を抱える世帯へのチームによる包括的対応、関係機関の情報共有の充実を求める意見があった。

また、委員からの、民生委員・児童委員の平均年齢や充足率の最新状況と確保に向けた対策に関する質疑に対し、執行部からは、令和 6 年度の平均年齢は 71.04 歳で、充足率は 94%であること、令和 7 年 12 月の一斉改選の影響で一時的に約 89%まで低下しているが、今後充足が進む見込みであるとの答弁があった。これを受け委員からは、ひとり暮らしの増加などにより民生委員・児童委員の負担は一層大きくなることから、担い手確保の取組を進めるとともに、コミュニティソーシャルワーカーや地域包括支援センター等との連携によるチームでの支援体制が必要であるとの意見があった。

教育部

【教育総務課】

委員からの、古賀中学校管理棟増築工事の進捗と教職員の負担に関する質疑に対し、執行部からは、仮設職員室の設置を進め、令和 7 年度内に移転後、令和 8 年度から既存棟の一部解体と増築に着手する予定とのことで、配置計画や電源・LAN 整備を事前に検討し、備品移動には業者を手配するなど、学校と協議しながら影響の最小化に努めていると答弁があった。

また、委員からの、古賀西小学校の特別支援学級改修工事について、増設内容と教室数、特別支援学級の増加を踏まえた教室確保の見通しに関する質疑に対し、執行部からは、既存教室の分割と資料室の転用により 2 教室を増設し、余裕教室を地域開放室として活用している場合であっても、必要に応じ教室へ再転用できるよう教室機能を維持しているとのこと。設置基準については、明確な面積基準はないが、最大 8 人程度の学級規模を想定し学校ごとに配置を工夫しているとの答弁があった。

【学校教育課】

委員からの、いじめへの対応について、SNS の普及により問題が顕在化しにくい中で、児童生徒や教職員が気軽に相談できる仕組みの必要性に関する質疑に対し、執行部からは、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、心の教室相談員等を配置し、特に心の教室相談員については、子どもが話しやすい存在として機能しているとのこと。また、タブレットを活用した児童生徒へのアンケートでは「先生に聞きたいことはないか」の項目にあえて「どちらでもいい」という選択肢を設け、子どもが声を上げやすい工夫をしていること、SNS による情報拡散やデジタルタトゥーへの対応として、ネットリテラシー教育を継続的に実施していくなどの答弁があった。

また、委員からの、不登校児童生徒への対応について、アクションプランの基本的な考え方及び教育支援センターあすなろの現状と今後の体制に関する質疑に対し、執行部からは、不登校の人数を減らすこと自体を指標とはせず、居場所の確保や多様な学びの支援を重視する方針に変わりはないとのこと。教育支援センターあすなろの入級者は 49 人と増加しているが、同時利用は最大でも 20 人程度であり、現時点では安全に運営できていると認識しているものの、利用者数や利用頻度は増加傾向にあることから、今後は安全な運営のため職員配置の充実を検討するとの答弁があった。これを受け委員からは、入

級者の増加は評価しつつ、スペースや人的体制の余裕などさらなる充実が必要であり、将来的には不登校児童生徒の受皿としての在り方についても、検討を要すとの意見があった。

【青少年育成課】

委員から、アクションプランについて、非行補導件数の減少を中心とした現状認識及び成果指標の設定を見直すべきと指摘したうえで、青少年が主体的にまちづくりに参画できる視点など、将来像を重視した内容とする必要性についての質疑に対し、執行部からは、非行や問題行動への対応は引き続き重要である一方、指摘の趣旨も踏まえ、内容について精査し今後検討していくとの答弁があった。

【生涯学習推進課】

執行部から、クロスパルコが事業について、指定管理者の再公募を行ったものの応募がなく、今後の対応を検討中であるとの報告があった。

委員から、指定管理料が他自治体の同規模施設と比べて低水準である点を指摘したうえで、価格設定の見直しや市全体での判断の必要性、利用者や学校水泳授業への影響を懸念する意見があった。また、直営化を含む選択肢の検討や議会への報告時期、引継ぎ期間の確保、利用者や現指定管理者への早期周知の重要性に関する質疑に対し、執行部からは、市民サービスの維持を最優先とし、価格面を含め対応を検討していくとの答弁があった。

執行部から、部活動地域展開の取組について、地域クラブ立ち上げに向けた説明会や中学校新入生説明会の実施状況の報告があった。

委員からの、新入生説明会の内容や市民や保護者への周知の在り方、活動時間の変更に伴う影響などに関する質疑に対し、執行部からは、説明会では地域展開の概要や今後の方向性を説明し、保護者説明会の開催やホームページ掲載等により情報発信を行っているとのこと。また、活動時間の変更は生活面への影響も大きくなると思われるため、関係者の理解を得ながら検討を進めるとの答弁があった。

【文化課】

委員から、部活動の地域展開について、文化団体との協議状況や、吹奏楽部など部員数の多い文化部の受入体制、楽器の破損対応や備品購入、費用負担の整理などに関する質疑があり、執行部からは、文化団体との意見交換を継続しており、楽器の取扱いや費用負担は課題として認識していることから、関係部署と連携し整理を進めていく必要があるとの答弁があった。

また、委員から、図書館の入館者数が伸び悩んでいる現状を踏まえ、先進自治体との比較を示しつつ、絶対数を大きく伸ばす視点が必要であると指摘したうえで、一人当たり貸出冊数は高水準であるため、より多くの市民に利用してもらえよう、カフェコーナーの設置など、従来の枠にとらわれない大胆な取組の検討を求める意見があった。

【学校給食センター】

執行部から、小学校給食費の抜本的負担軽減に関する国の動向及び今後の対応方針について報告があった。

委員からの、不足額の算定根拠や今後の対応に関する質疑に対し、執行部からは、国が示す給食費支援額である月額5,200円に対し、実際の食材費は月額約5,760円であることから、児童一人当たり月560円の不足が生じ、年間では約1,750万円を想定しているとのことで、不足額は市が補填することを基本としつつ、質を落とさない形での食材費の抑制努力を継続するとともに、国に対して基準額の引上げを要望していくとの答弁があった。